

証券決済制度改革の推進に向けて (要約版)

2002年11月

証券受渡・決済制度改革懇談会
証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ

1 はじめに

国際的な市場間競争力強化の観点から、安全かつ効率的で利便性の高い証券決済システムの実現が、我が国の資本市場における喫緊の重要課題であり、証券決済制度改革を着実に推進していく必要がある。

大規模で業界横断的な改革プログラムである証券決済制度改革を確実に実現させるため、改革に関わる広範な市場参加者・関係者による改革プログラム全体への共通のコンセンサスを形成することが急務である。

本報告書は、我が国の証券決済制度改革の実現に向けて、まず、改革の意義と目標を全市場参加者で共有し(第3章)、次に、改革の現状の課題を認識した上で(第4章)、想定される証券決済システムの将来像(全体像)を確認し(第5章)、改革実現に向けたマスタースケジュールと改革推進体制を示す(第6章)ことを企図してとりまとめられた。

2 本報告書の位置づけと検討の前提

本報告書は、「証券受渡・決済制度改革懇談会」により設置された、「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」によりとりまとめられたものである¹。

本報告書作成にあたっては、2002年6月下旬から2002年10月にかけて、各業態の幅広い市場関係者に対してインタビュー等を行った。また、同ワーキング・グループのコア・メンバーとなっている各社・各機関と日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターについては、プロジェクト期間中ほぼ週次にて打合せ会を開催し、意見交換を実施した。

なお、本報告書では、現在、各種検討体において検討が進められている事項、および、今後検討が行われる予定の事項などについて、適宜、前提をおいて記述を行っており、これらの事項に関しては、今後、市場関係者による実務的な調整・検討が行われることを想定している。

¹ 調査・検討・とりまとめ作業については、同ワーキング・グループからの依頼を受けて、アクセンチュア株式会社とトレードウィン株式会社が共同で実施した。

なお、同ワーキング・グループの事務局となっている日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターから、プライマリー・コントラクターとして、アクセンチュア株式会社に調査・検討・とりまとめ作業を委託し、さらに、トレードウィン株式会社に一部再委託された。

3 証券決済制度改革の意義と目標

我が国の証券決済制度改革を達成する上で、本改革の意義と目標が、すべての市場参加者の間で確認され、共通認識として共有されていなくてはならない。

3.1 証券決済制度改革の意義

我が国における証券決済制度改革は、以下のような意義を有している。

市場参加者のリスク低減・利便性向上・業務合理化を可能とし、我が国の金融資本市場の発展に資する基盤作り

- 市場参加者のリスク低減・利便性向上・業務合理化を可能とする、安全かつ効率的で、標準化された証券決済インフラの整備が急務である
- このような証券決済インフラをベースとして、市場参加者自身の積極的な改革努力により、我が国の金融資本市場の発展に資する
- 先進的な証券決済インフラを利用して、多様なニーズに応えられる決済サービスビジネスが提供サービス面・コスト面から充実し、また、市場参加者は、これらの決済サービスを戦略的に活用することも可能になる

国際的な市場間競争力の強化と、グローバルな証券市場の地位の確保

- 国際的な市場間競争の中で、欧米主要国からの立ち遅れを挽回するため、危機感を持って、迅速に改革を実行すべきである
- 我が国の資本市場が、グローバルな証券市場の一翼としての地位を確保し続けるためには、将来の発展性も見据えて、証券決済システムの安全性・効率性をグローバル・スタンダードを超える水準まで高めていくことが、まさに、我が国の国家的戦略課題である

法制面の整備は、社債等振替法成立、株券不発行化に向けた法制度検討など、急ピッチで前進しており、実務面においても、スピード感をもった改革推進が求められている。

実務面の改革促進を図るため、市場参加者の主体的努力により、各業態・関係者が一致協力して、改革に取り組まなければならない。

3.2 証券決済制度改革の目標

証券決済制度改革の具体的目標として、以下の3点を目指す。

証券決済制度改革の目標と 主な目標マイルストーン

国際競争力を持つ最先端の、ペーパーレス化されたDVP決済の実現

- ・2002 年度中： 短期社債の振替決済インフラの実現
- ・2003 年度中： 株式の一般振替DVPの決済インフラの実現
- ・2004 年中¹： 一般債の振替決済インフラの実現
- ・2004 年中¹： 投信の振替決済インフラの実現
- ・2004 年度中： 国債の清算インフラの実現

システム全体での効率化を図り競争力を高めるSTPの実現

- ・2004 年中： 国債・一般債・短期社債も含む、商品横断的な照合インフラの実現

決済期間短縮の実現

- ・我が国の証券決済制度改革の目標として、決済期間短縮を早期実現

グローバル・スタンダードに鑑み、元本リスク削減のため、すべての証券決済についてDVP決済が可能となる証券決済インフラの早期実現を最優先の目標と位置づける。さらに、多様な証券がペーパーレス化される新法制の整備の前進とあわせて、安全性・効率性の面で欧米主要国の水準よりも進んだ、国際競争力を持つ最先端の証券決済インフラの実現を目指す。

決済業務プロセスの効率化とコスト削減を推し進めるため、「STPの実現」は重要なテーマであり、インフラ整備とあわせて、すべての市場参加者が業務プロセス・システムのSTP化への対応に一致協力して取り組んでいく必要がある。

「決済期間短縮の実現」のためには、DVP / STPを実現する証券決済インフラと、これを活用する市場慣行の存在が前提となるが、我が国においては、まだ、DVP / STPを実現する証券決済インフラは整備途上の段階であり、決済期間短縮の早期実現のためにも、目下は、「ペーパーレス化されたDVP決済の実現」、「STPの実現」に向けた、証券決済インフラの整備・充実化に優先的に取り組む必要がある。

¹ 一般債と投信の新制度稼働時期(振替決済インフラ、照合インフラ等の実現)については、保振にて2004年12月と仮予定しているが、現在、保振一般債小委員会、および、投信小委員会にて制度要綱等を検討中であり、その検討結果を受けて、今後スケジュールを調整することを想定している。

「 決済期間短縮の実現」については、我が国にとっての決済期間短縮の意義として、

- 国際的な市場間競争力の維持・確保の観点から、今後ともグローバルな証券市場の一翼を担う上で、決済期間の短縮に対応できる証券決済インフラ整備が必要
- 金融手段としての国債のレポ取引や短期社債の発行等の決済については、決済期間の短縮を図ることにより、短期資金取引の活発化に資すること

の2点が挙げられる。米国においては、T + 1化を実施するかどうかの意思決定を現在留保している状況であるが、我が国にとっての決済期間短縮への取組みの意義を前述のように積極的に捉え、「決済期間短縮の実現」を我が国の証券決済制度改革の目標として掲げるものである。

なお、国債のレポ取引や短期社債の発行等のように、決済期間短縮として、T + 1化よりさらに進めて“T + 0化”までを視野に入れるべき商品もあり、一概に“T + 1化”と呼ぶことは適切ではないと考え、商品特性に応じた決済期間の短縮を目指すこととした。

商品別での今後の決済期間短縮に向けた取組み方針は、以下のとおりである。

国 債	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトライト取引についてはT + 1決済へ、短期資金取引についてはT + 0決済の早期実現を前提として、今後のインフラ整備を進める。 ・ インフラ整備後のすみやかな決済期間の短縮を目指して、決済のSTP化を実現し、かつ、業務プロセス・市場慣行上の課題解決を図る。
短期社債	<ul style="list-style-type: none"> ・ T + 1決済、さらに、T + 0決済への決済期間短縮の早期実現を前提として、今後のインフラ整備を進める。 ・ インフラ整備後のすみやかな決済期間の短縮を目指して、決済のSTP化を実現し、かつ、業務プロセス・市場慣行上の課題解決を図る。
株 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済期間短縮の実現時期については、できるだけ早期の実現を目指し、その前提となるDVP/STPインフラ整備を早期に実現しつつ、並行して、決済期間短縮に向けてのアプローチの検討を進めていく。
一 般 債	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済期間短縮のニーズの大きい取引については、すみやかに実現できるよう、決済期間短縮を前提として今後のインフラ整備を進める。 ・ 取引毎にニーズが異なるため、決済期間短縮の実現時期については今後の検討とするが、ニーズが高いものについては、STP化を実現し、かつ、業務プロセス・市場慣行上の課題解決を行い、決済期間短縮の実現を図る。

4 我が国の証券決済制度の現状と海外の動向

4.1 我が国でのこれまでの検討の経緯と現時点の状況

我が国では、DVP決済は国債の決済、株式の取引所取引(東証・大証)、および、登録債の一部において実現されている。一般振替および短期社債の決済について、DVP決済インフラに関するシステム構築等の作業を保振にて実施中である。なお、社債等振替法に基づく一般債、投信については、制度要綱等を検討中の状況である。このように、DVP / STPの実現の観点からは、全体として見ると我が国の証券決済インフラにおいては整備途上の状況にある(図 4.1 参照)。

4.2 証券決済制度改革における現時点での主要課題

証券決済制度改革における主要課題、および、現時点での推進・検討状況を図 4.2 に示す(各課題の詳細は、報告書第 4.2 節参照)。なお、現在、未検討となっている課題については、今後、ワーキング・グループ等にて検討されるよう割り当てられていくことを想定する(今後の検討体制については、第 6 章参照)。

4.3 証券決済制度改革に関する海外の動向

米国では、既に整備の進んだ証券決済インフラをベースに、STP 実現に向けた包括的な改革プログラムを、業界全体でのマスタースケジュールに従って強力的に推進中である。

欧州では、国境を越えた取引所および清算・決済機関の競争や合従連衡が、より大規模かつ高度なIT基盤を有する証券決済インフラを生み出して、クロスボーダー取引の効率化を目指している。

一方、アジアにおいても、証券決済インフラ整備を積極的に推進中で、特に香港・シンガポールでは、アジア地域における国際取引ハブ市場を目指し改革を進めている。また、一部の国では、既にT + 2決済が実現されている。

我が国における証券決済制度改革を推進していく上では、今後のグローバルの市場慣行・制度の動向に留意することが重要であり、引き続き、海外各国の動向に注視していく必要がある。

図4-1 証券決済インフラの現状

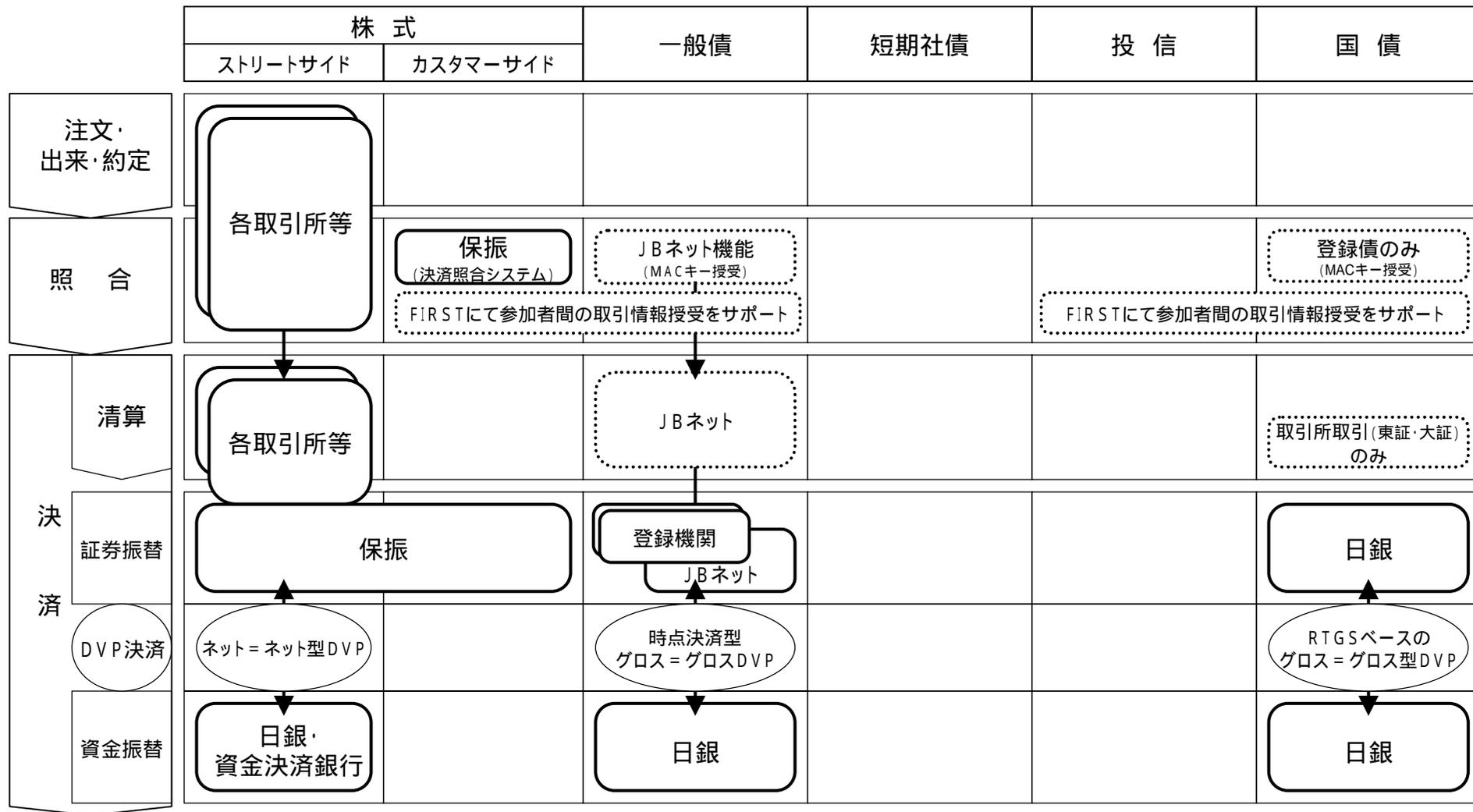
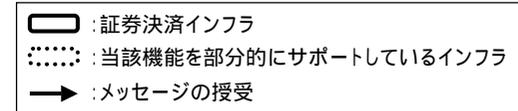
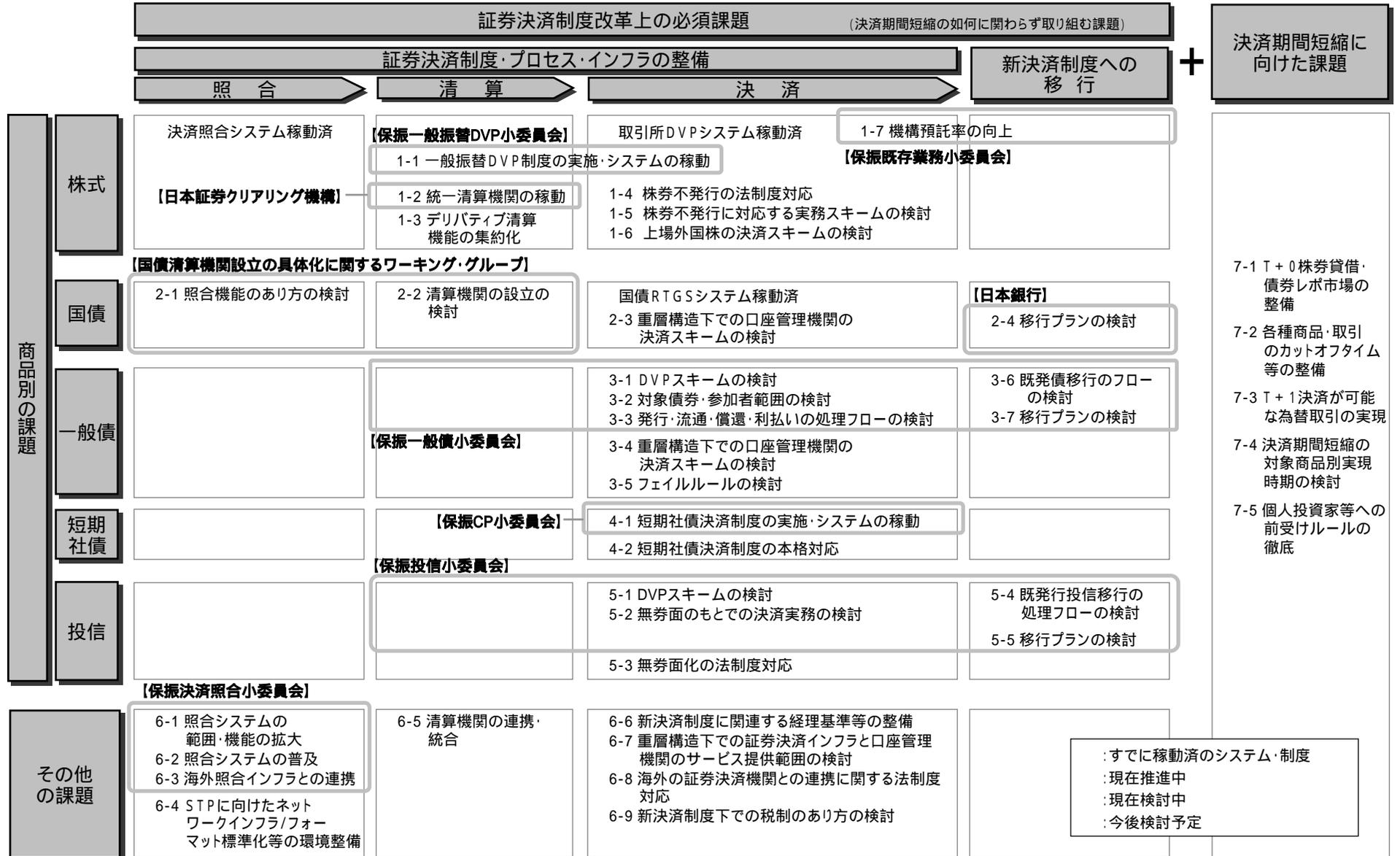


図4-2 主要課題一覽



5 証券決済スキームの想定される全体将来像

5.1 想定される証券決済インフラの全体俯瞰図 / 5.2 各商品の想定される将来像

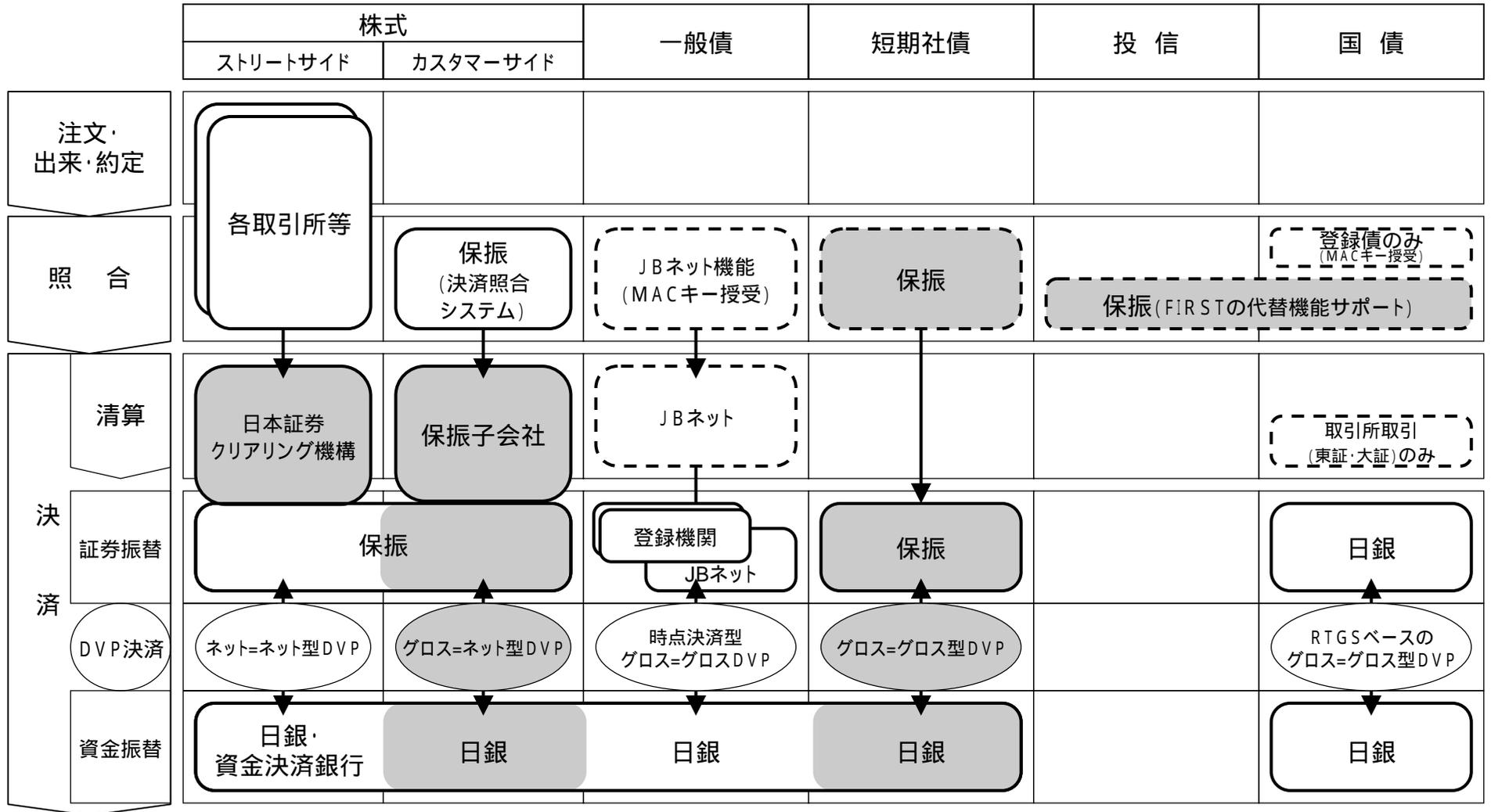
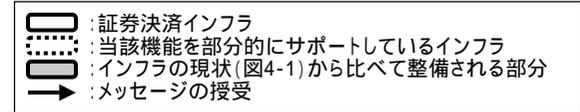
証券決済インフラの全体像について、「現在推進中のインフラ整備が完了した段階の全体俯瞰図(図 5-1)」、さらに、現在各種検討体にて検討中の取組みも実現した「想定される将来の全体俯瞰図(図 5-2)」を示す。

商品毎の現在推進中・検討中の証券決済インフラ整備に関する取組み

株 式	<ul style="list-style-type: none"> ・統一清算機関の稼働 ・一般振替DVPの稼働 ・決済照合システム第二期として一般振替と連動 	推進中 推進中 推進中
一般債	<ul style="list-style-type: none"> ・社債等振替法に基づく振替決済インフラと、照合インフラの実現 	検討中
短期社債	<ul style="list-style-type: none"> ・短期社債振替システムの稼働 ・短期社債振替の本格対応(DVPの高度化等) 	推進中 今後検討
投 信	<ul style="list-style-type: none"> ・決済照合システム第一期第3フェーズ稼働(投信設定・解約等) ・社債等振替法に基づく振替決済インフラと、照合インフラの実現 	推進中 検討中
国 債	<ul style="list-style-type: none"> ・決済照合システム第一期第3フェーズ稼働(国債売買) ・国債清算機関と、国債の照合インフラの実現 	推進中 検討中

上記の推進中の取組みについては、図 5-1/図 5-2 へ反映、検討中/今後検討の取組みについては、図 5-2 のみへ反映している。

図5-1 現在推進中のインフラ整備が完了した段階の全体俯瞰図



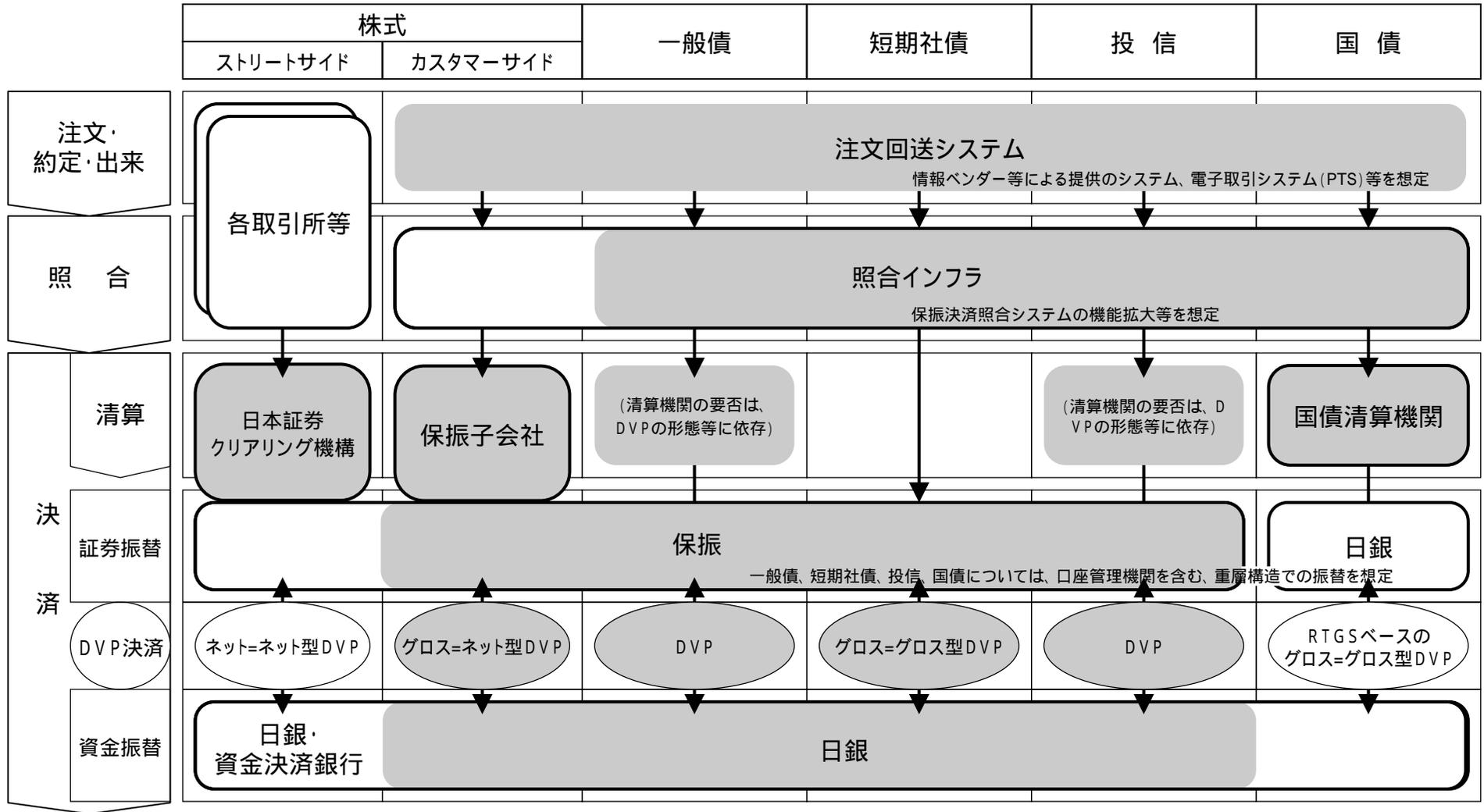
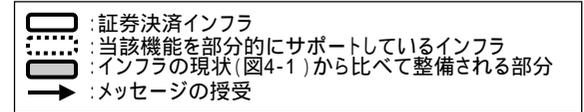
• 統一清算機関の稼働
(2003年1月予定)

• 一般振替DVPの稼働、
保振子会社による清算
機関の稼働(2003年度中
予定)

• 短期社債のDVP振替
決済稼働(2002年度中
予定)

• 決済照合システムの第1期第3フェーズ稼働(2003年5月予定)

図5-2 想定される将来の全体俯瞰図



- ・社債等振替法に基づく一般債の決済制度、および、DVP決済が実現
 ・一般債の照合インフラの実現
- ・短期社債本格対応が実現(照合・DVP決済の高度化等の対応)
- ・社債等振替法に基づく投信の無券面化および発行・償還時DVP決済の実現
 ・投信の照合インフラの実現
- ・国債清算機関の実現
 ・国債の照合インフラの実現

5.3 想定される全体将来像における今後の課題

想定される将来像の実現に向け、主に商品横断的な視点から今後特に留意すべき課題として、以下のような課題が挙げられる。

想定される将来像実現に向けた今後の主要検討課題

照 合 プロセス	<p>STPの実現には、集中的に約定照合・決済照合を担う照合インフラの整備拡充と、現時点で利用率が低い機関投資家・運用会社等の照合インフラの原則利用に向けた普及促進が必要である。このため、利用負荷が低く、低コストで効率性の高い、商品横断的な照合インフラの整備により、利用者のメリットを高めることが必要と考えられる。</p> <p>また、注文回送システムや、機関投資家・運用会社向けシステム等を提供するベンダー側においても、照合インフラとの連動を前提としたシステムが提供されるよう、データ連動実現のベースとなるネットワークインフラ・フォーマットの標準化推進も必要である。</p>
清 算 プロセス	<p>今後予定されている複数の清算機関について、市場参加者にとっての効率性・利便性向上、インフラ維持のためのコスト削減を考慮し、清算機関としてのリスク管理の維持を前提とした上で、制度・システム間の調整、清算機関の連携・統合についての検討が、清算機関運営当事者により進められていく必要がある。</p> <p>なお、我が国のインフラとこれまでの検討状況を踏まえた最適なモデルが検討される必要があり、また、清算機能の連携・統合と、清算機関の運営主体の統合という2つの視点から課題を捉える必要がある。</p>
振替決済 プロセス	<p>株式については、2004年4月からの施行が見込まれる株券不発行法制に対応する仕組みについて、保振法に基づく口座管理・振替決済等のこれまでの制度から円滑な移行を図るため、実務的に効率的なスキームの検討が必要である。</p> <p>社債等振替法に基づく重層構造下では、振替機関の直接参加者ではない下位の口座管理機関や加入者間の決済スキーム・ルールの整備、重層構造に対応した階層間のSTPインフラ整備が必要と考えられる。</p> <p>また、口座管理の重層化に伴い、今後、新しく決済ビジネスをスタートする口座管理機関では、加入者に提供する決済サービスの具体化が進められるものと想定する。各金融機関においては、振替機関に直接参加するのか、口座管理機関の提供する決済サービスを利用していくのか、それぞれの戦略に応じた対応が進められていくものとする。</p>
新制度へ の移行	<p>社債等振替法に基づく新しい証券決済制度への、既発登録債・既発投信受益証券の移行について、移行実施に要するコストと移行期間中の新旧両制度への対応負荷等を考慮の上、移行プランを検討していく必要がある。</p> <p>また、流通を目的としない債券(縁故債・私募債等)の移行にあたっては、低コストでの取扱いが可能となるような方策について検討が必要である。</p>

6 証券決済制度改革の今後のマスタースケジュール

6.1 証券決済制度改革実現に向けたスケジュール

証券決済インフラ整備の主要マイルストーンを図 6-1 に示す。

これらの主要マイルストーンに基づき、証券決済制度改革の早期実現等を前提としてとりまとめた、現時点における全体マスタースケジュールを図 6-2 に示す。

図6-1 現時点で確定・予定している証券決済制度改革のマイルストーン

：現時点で確定している主要マイルストーン
 〃：現時点で予定されている主要マイルストーン
 〃：現時点で証券保管振替機構にて仮予定されている主要マイルストーン

		2002年(平成14年)				2003年(平成15年)				2004年(平成16年)				2005年(平成17年)		2006年(平成18年)		2007年(平成19年)		2008年(平成20年)	
		1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
		本報告書とりまとめ時点 (2002年10月)																			
法制	短期社債等振替法施行(2002年4月)					社債等振替法施行(2003年1月) 改正証券取引法施行(清算機関法制)(2003年1月)				株券不発行法案国会提出見込(2003年秋) 株券不発行法案施行見込(2004年4月)										社債等登録法廃止(2008年1月が期限)	
	証券決済制度改革推進センター設置(2002年4月) 株式会社証券保管振替機構事業開始(2002年6月) 日本証券クリアリング機構業務開始(2003年1月)																				
商品共通	保振決済照合システム第一期第2フェーズ(2002年2月)(転換社債、非居住者取引)					保振決済照合システム第一期第3フェーズ(2003年5月目途)(国債売買、先物・オプション、投信)				保振決済照合システム第二期(2003年度中目途)(株式一般振替DVP制度との連動)											
	株式	一般振替DVP制度稼働(2003年度中目途)																			
商品別	国債					国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ検討とりまとめ(2002年10月) 振決国債の振替制度への移行(方針)(2003年1月)								国債清算機関稼働(2004年度中目途) (国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループでの予定時期)							
	一般債													一般債振替制度稼働(2004年12月) (証券保管振替機構にて仮予定されている稼働時期)						振替制度への移行完了目標(2008年1月) ¹	
	短期社債					短期社債振替制度稼働(2002年度中目途)															
	投信													投信振替制度稼働(2004年12月) (証券保管振替機構にて仮予定されている稼働時期)							
その他														米国SIA T+1化実施の意思決定(2004年)							

1 社債等登録法廃止に伴う既存一般債に対する税制措置上の取り扱いから、2008年1月を既存一般債の新振替制度への移行完了目標時期としている。

図6-2 証券決済制度改革のマスタースケジュール(現時点における想定)



¹ 個別タスクの具体的なスケジュールは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることになる。

² インフラ全体俯瞰図の実現時点: 本報告書第5.1節での「現在推進中のインフラ整備が完了した段階の全体俯瞰図」の実現時点
³ インフラ全体俯瞰図の実現時点: 本報告書第5.1節での「想定される将来の全体俯瞰図」の実現時点

なお、マスタースケジュールについては、以下の点に留意が必要である。

- マスタースケジュールにおけるフェージングの必要性について

現段階では商品毎に証券決済インフラ整備のスケジュール検討が行われているが、インフラへの参加者、および、インフラ提供者双方のシステム構築・テスト等に対応するリソース上の制約(人的・システムの対応余力 等)や、複数商品のインフラを同時期に稼働させるリスクを考慮すると、各商品のインフラ稼働開始時期には、ある程度のフェージング(時期的な「ずらし」)が必要と考えられ、商品横断的なスケジュール調整を図っていくことが必要である。

- マスタースケジュールのアップデート

各インフラ提供者主導の検討体において、今後、制度面・システム面等の検討が詳細化されていくが、その検討の一環として、インフラ整備に要する期間を具体化し、第 6.2 節において提示する今後の証券決済制度改革の推進体制におけるプロジェクトマネジメントにおいて、商品横断的な整合性を取りながら本マスタースケジュールを更新・詳細化していく必要がある。

特に、各インフラの稼働時期等は、インフラ参加者サイドの業務面・システム面の対応等、広範囲な市場参加者に影響することから、極力早期にスケジュールを明確化して、マスタースケジュールに反映していく必要がある。

6.2 証券決済制度改革における今後の改革推進体制

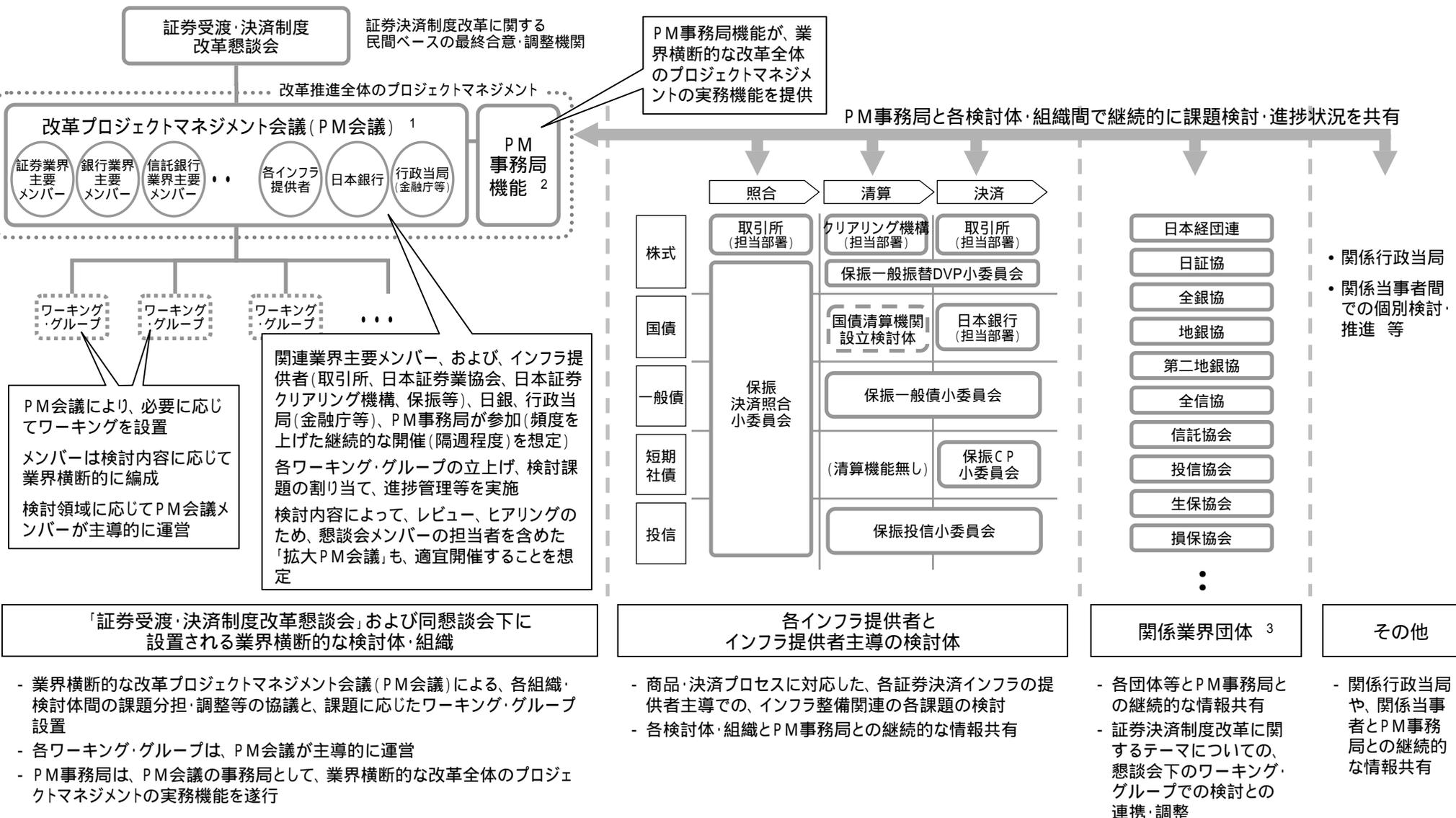
証券決済制度改革は、業界横断的な取組みであり、業界横断的に一丸となった推進体制を強化していくため、次の方針に基づき、今後の改革を進めていくべきと考える。

- 課題検討・改革推進への業界横断的な主体的参画体制の確立
- 業界横断的な改革推進のプロジェクトマネジメント機能の強化

具体的には、証券受渡・決済制度改革懇談会の下に、実務レベルでの推進会議体として、「改革プロジェクトマネジメント会議（PM会議・仮称）」を設置する。また、PM会議をサポートする事務局機能として、業界横断的な位置づけで本改革全体のプロジェクトマネジメント作業を担う「プロジェクトマネジメント事務局（PM事務局・仮称）」を設置する（図 6-3 参照）。

PM会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革推進にかかる実務レベルでの推進・調整のための会議体として機能し、<u>頻度を上げて継続的に開催すること（隔週程度）を想定</u> ・ 関連主要業界（証券・銀行・信託銀行等）、インフラ提供者（取引所、日証協、クリアリング機構、保振等）、日銀、当局により構成 ・ 検討内容によって、レビュー、ヒアリングのため、発行体・機関投資家を含む懇談会メンバーの担当者による「<u>拡大PM会議</u>」を適宜開催 ・ PM会議下に必要に応じてワーキング・グループを設置し、<u>各ワーキング・グループでの課題検討・推進作業を主導</u> ・ 各検討体での検討内容・分担の調整、進捗状況・検討状況を踏まえた全体改革プログラム推進上の調整等を実施
PM事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>懇談会とPM会議の事務局機能として</u>、業界横断的な市場参加者、インフラ提供者や、関係業界団体等を含む、証券決済制度改革全体の推進体制におけるプロジェクトマネジメント機能として、以下のような実務作業を担う 改革全体像のとりまとめ・アップデートと改革全体の進捗把握 課題一覧のとりまとめ・アップデートと各課題の進捗把握 検討体・組織間での情報共有促進と必要な組織間調整の実施 新規・遅延課題の発見と必要な対応の実施 市場参加者等に向けた啓蒙・コミュニケーション活動の実施

図6-3 証券決済制度改革における今後の推進体制(現時点における想定)



1 今後、改革推進プログラムについて、検討領域が実務的・実践的になるので、より機動的で強力な検討の推進を図るため、現在の「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」が、PM会議に発展的に改組されること等を想定する。
 2 現在の「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」の事務局である証券決済制度改革推進センターが、業界横断的に一致協力して活動に参加する位置づけをより明確にして、発展的にPM事務局機能を担っていくこと等を想定している。
 3 各業界団体組織により設置される委員会等の検討体を含む。

6.3 各市場関係者別の対応の方向性

各市場関係者は、今後の証券決済改革への対応として、業務領域毎に以下のような方針検討を行う必要がある。

各業務領域の証券決済制度改革への対応としての今後の検討事項

<p>ブローカレッジ / ディーリング</p> <p>(証券会社や、銀行の債券 ディーリング部門等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振替決済・清算等の新規インフラ稼働への業務面・システム面の対応の実施 ・ 自社のコアコンピタンスを踏まえた、決済関連業務の戦略的なアウトソースも含む証券決済制度改革への対応方針の検討¹ ・ 他社のバックオフィス業務の受託等による新たな収益機会創出の検討
<p>アセットマネジメント</p> <p>(生保・損保会社、信託銀行、 投信・投資顧問会社等の 機関投資家・運用会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照合インフラの利用(照合インフラへの直接参加、ベンダーシステムによる対応、照合を含めたバックオフィス業務のアウトソース等)
<p>カストディ</p> <p>(信託銀行、カストディ銀行 等の資産管理業務部門)</p> <p>ここでは、口座管理 機関の担う業務も含 んで整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振替決済・清算等の新規インフラ稼働への業務面・システム面の対応の実施 ・ 口座管理機関としての新たな決済関連業務サービス(流動性提供等の決済サービス、決済業務の事務代行サービス等)の提供 ・ 上位口座管理機関の利用を含む証券決済制度改革への対応方針の検討

¹ 証券決済インフラの整備に伴い、各市場関係者は制度変更に向けて自社内の業務プロセス・システムを再構築していく必要があり、決済関連業務の取扱いについては、各市場関係者の取引顧客や戦略等によって、いくつかの方向性が想定される。

例えば、

- リテール顧客を対象とする中小の証券会社の場合、ストリートサイドの決済関連業務を外部機関にアウトソースすることで、制度変更への対応負荷を軽減することが考えられる。この場合、委託側(証券会社)、および、受託側(サービスプロバイダー)ともに、制度変更に対して効率的、かつ、柔軟に対応ができるような環境整備が必要になる。
- ホールセール顧客を対象とする市場関係者においても、自社のコアコンピタンスをフロント業務と考え、ストリートサイドとカスタマーサイドの両方の決済関連業務を戦略的に外部機関にアウトソースすることで、今後増大すると予想される制度変更への対応負荷を軽減する選択肢も考えられる。
- 大手の市場関係者は、決済関連業務を自らが実施することで、業務コストや業務品質等の面におけるブローカレッジ/ディーリング業務の競争力確保が期待できると想定されるため、決済関連業務を自社で保持する戦略が選択されると想定される。